

## 山梨県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書

山梨県（以下「県」という。）と地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「協定機関」という。）は、山梨県災害派遣精神医療チーム運営要綱（以下「運営要綱」という。）第5条に基づき、大規模自然災害及び大事故災害（以下「大規模災害」という。）発生時における山梨県の災害派遣精神医療チーム（以下「山梨DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した際に、精神科医療の提供及び精神保健活動を行う山梨DPATが、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図ることを目的とする。

### （派遣等）

第2条 県は、運営要綱第7条の規定により、山梨DPATの派遣が必要と認めるときは、協定機関に対してその派遣を要請するものとする。

2 協定機関は、前項の規定により県から要請を受けた場合には、山梨DPATを県が指定する災害現場等に派遣するものとする。

ただし、山梨DPAT構成員（以下、「構成員」という。）が所属する精神科医療機関が被災した場合にあっては、派遣の可否について県と協議することができる。

### （指揮命令系統等）

第3条 山梨DPATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、運営要綱第9条に定める統括者及び県が指定する者が行うものとする。

2 県内の災害等に際し派遣する場合は、山梨DPATは「山梨県災害時心のケアマニュアル」に基づき活動するものとする。

3 県外の災害等に際し運営要綱第8条に基づき山梨DPATを派遣する場合は、被災都道府県のDPATの受入れに係る体制の中で活動するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、構成員の身分については、構成員が所属する医療機関の管理下にあるものとする。

### （活動内容）

第4条 山梨DPATは、被災地域内で運営要綱第10条に定める活動を行うものとする。

2 山梨DPATは、移動、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。なお、薬や医療器具については、山梨県立北病院と調整する。

### （費用負担）

第5条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用された場合、県は、山梨DPATを派遣した協定機関に対し法の定めるところにより費用を負担する。

2 前項に定めるもののほか、山梨DPATの派遣に要した費用のうち県が必要と認められた費用については、県が費用を負担する。

### （傷害保険の加入）

第6条 県は、協定機関が派遣した山梨DPATが第4条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、県の負担により、派遣される構成員を傷害保険に加入させるものとする。

### （定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、県と協定機関で協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日の翌年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、県、協定機関いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県、協定機関が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月13日

県

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県知事

後藤 文

協定機関

山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13

地方独立行政法人 山梨県立病院機構山梨県立北病院  
院長

藤 井 康 男

